

労働基準法が改正されます！！

Point 1 時間外労働の上限規制

施行：2019年4月1日
中小企業適用：2020年4月1日

（改正前）法律上は、残業時間の上限がありませんでした。行政指導のみ
（改正後）法律上で、残業時間の上限を決め、これを超える残業はできなくなります。

残業時間の上限	月		1年間
原則	45時間		360時間
臨時的な特別な事情 があって労使が合意 する場合	単月	複数月	720時間
	100時間未満 ※	平均80時間以内 ※	

※ 休日労働を含む
年間6か月まで

◎ 時間外労働を行うには、各事業場の労使で、上記の時間の範囲内で、時間外労働の上限を協定し（36協定）、所轄労働基準監督署に届け出ていただくことが必要です。（記載例参照）

◎ 36協定を締結する労使当事者は「指針」に定める事項に留意してください。

※ 36協定の記載例と指針に関する資料を厚生労働省 HP にアップしましたので参照ください。

記載例 <https://www.mhlw.go.jp/content/000350328.pdf> / <https://www.mhlw.go.jp/content/000350329.pdf>（特別条項）

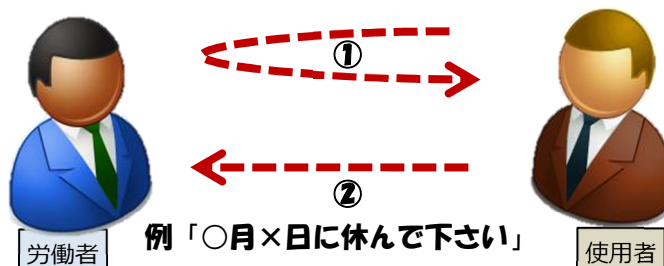
指針 <https://www.mhlw.go.jp/content/000350731.pdf>

時間外労働の上限規制わかりやすい解説 <https://www.mhlw.go.jp/content/000463185.pdf>

Point 2 使用者の年次有給休暇の時季指定義務 施行：2019年4月1日

（改正前）労働者が自ら申し出なければ、年休を取得できませんでした。
（改正後）使用者が労働者の希望を聴き、希望を踏まえて時季を指定。年5日の取得を義務づけ。

STEP ① 使用者が労働者に取得時季の希望を聴取



STEP ② 労働者の希望を踏まえ使用者が取得時季を指定

STEP ③ 〇月×日に年休が成立

※すでに5日以上有給休暇を取得している労働者には、使用者による時季指定をする必要はありません。

※時季指定の仕方など、具体的な付与の仕組みを整理した資料を厚生労働省 HP にアップしましたので参照ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000350327.pdf> <https://www.mhlw.go.jp/content/000463186.pdf>

【お問い合わせ先】

千葉労働局労働基準部監督課

電話：043-221-2304 FAX：043-221-4407